

土壌汚染の状況に係る情報の提供事務要領

(目的)

第1条 この事務要領は、土壌汚染対策法第61条第1項及び平成31年3月1日付け「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（環水大土発第1903015号）」に基づき収集された土壌汚染の状況に関連する情報を一般へ提供する事務について、円滑に行うことを目的とする。

(提供する情報)

第2条 提供する情報は一～三のとおりとする。

- 一 土壌汚染対策法第3条第1項の調査報告の義務に係る有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項で規定）の設置履歴
- 二 土壌汚染対策法施行規則第26条第一号～第五号に該当する情報（特定有害物質による汚染のおそれの有無）
- 三 土壌汚染対策法第3条第1項本文並びに第8項、第4条第3項本文、第5条第1項、第14条第1項による土壌汚染状況調査の際に必要なとされるもの

2 情報の収集が完了する前に、開示を求められた情報については、その都度情報を収集し提供するものとする。

(情報提供の申出の方法)

第3条 前条第1項第一号の情報提供の申出については、「有害物質使用特定施設設置歴開示申出書（第1号様式）」により行うものとする。

なお、開示情報の使用目的から、申出者が照会のあった土地について利害関係がないと認められる場合は、この事務要領に基づく情報提供は行わないこととする。

2 前条第1項第二号の情報提供の申出については、「土壌汚染対策法施行規則第26条に係る情報の開示申出書（第2号様式）」により行うものとする。また、開示情報が個人情報や企業秘密に係ることを考慮し、次の資料①～②を申出書に添付するものとする。（土壌汚染対策法第4条第1項の届出（3,000㎡以上の形質変更届）の際の添付資料と同じ）

① 現在の土地所有者が記載された申出地の登記事項証明書の写し

② 申出者が土地所有者でない場合は土地所有者の開示申出及び情報提供への同意書

3 前条第1項第三号の情報提供の申出については、文書（任意様式）により申請を行うものとする。

なお、土壌汚染対策法施行令及び施行規則で開示を申請する際の様式が定められている情報についてはこの限りでない。

4 前条第1項第一号及び第二号の情報提供の申出の対象地は個別の住所若しくは地番のみとする。

(情報の提供)

第4条 前条第1項及び第3項による申出があった場合、情報を求める理由が不当でないときは、これを提供するものとする。ただし、個人情報、企業秘密等の提供が適当でない情報については、関係機関と別途協議の上、本要領による情報の提供を行うか決定する。

前条第2項の申出については、土地所有者の情報提供への同意が申出の要件であるため、原則として情報を提供するものとする。

(情報の提供の方法)

- 第5条 第2条第1項第一号の情報の提供は「有害物質使用特定施設情報開示・不開示決定通知書（第3号様式）」により行うものとし、口頭若しくは文書にて提供する。
- 2 第2条第1項第二号の情報の提供は「土壌汚染対策法施行規則第26条に係る情報の開示・不開示決定通知書（第4号様式）」により行うものとし、口頭若しくは文書にて提供する。
- 3 第2条第1項第三号の情報の提供は、土壌汚染状況調査に係る情報を必要に応じて提供する（任意様式）。
- 4 前3項は必要に応じて図面等も提供する。

(申出受理簿の整理)

- 第6条 前条第1項から第3項の規定により情報を提供した時は申出の内容及び申出年月日、申出者の氏名、利害関係のある土地の所在地及び提供した情報等を、「土壌汚染の状況に関連する情報の開示申出受理簿（第5号様式）」に記入する。

(その他)

- 第7条 この事務要領に定めのない事項については、その都度課内等で検討を行って決定するものとする。

附 則

この要領は平成22年4月1日から実施する

附 則

この要領は平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。